

神戸市こども家庭センター一時保護所学習支援業務委託
仕様書

1. 業務の目的

神戸市こども家庭センター一時保護所（以下「一時保護所」という。）に入所中の児童について、学習の機会を保障し、個別の学力等に応じた学習支援を行うことにより、学習に取り組む姿勢や態度を習得及び、学習意欲や基礎学力の向上を図る。

[参考]一時保護ガイドライン（厚生労働省／令和6年3月3日改正）Ⅲ-6-(7)教育・学習支援

一時保護しているこどもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学習を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていないこどもなどがいる一方、学習意欲が高いこどももいるなど、こども一人一人の習熟状況が異なる。このため、こどもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらう、こどもが学校で使用している教科書を持ち込んで使用できるようにする、画一的な学習教材ではなくタブレット学習端末の活用等こども一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材を提供するなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいるこどもの学習支援が実施できる体制整備を図る

2. 委託期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

3. 業務の実施場所

神戸市こども家庭センター一時保護所（学習室等）
（神戸市兵庫区上庄通1丁目1番27号）

4. 業務の実施日及び時間帯

平日（土日祝、12月29日～1月3日を除く）

①学習指導員 8:45～17:15（休憩60分を含む）

②学習支援員 8:45～15:45（休憩60分を含む）

以下に示す業務内容を全て遂行できる範囲であれば委託契約締結後に委託者と受託者の協議により変更可能。

但し、仕様書5-(2)-③の学習時間については必ず全員が常駐すること。

5. 業務内容

一時保護所入所児童に対する学習支援

(1) 支援対象者

一時保護所に入所中の児童のうち、小学生～高校生年齢の児童

〔1日あたりの平均(*)対象児童数〕

小学生約15名 中学生・高校生約16名 合計31名

*令和5年度の実績（令和5年4月～令和6年3月の平均）

〔対象児童数の上限〕小学生合計20名 中学生・高校生20名 合計40名

※一時保護所の施設の性質上、児童の入退所が随時あり、日々、対象児童の人数や年齢等に変動があることに留意し、柔軟な対応を行うこと。

※対象児童数については今後の一時保護体制の変更に伴い変動する可能性もある。

(2) 支援内容

具体的な支援内容は、委託契約締結後に委託者と受託者の協議により決定するが、主に次の①～④の支援を行うものとする。

① 学習計画の作成

委託者との協議により、一時保護所の日課にあわせた曜日ごとの学習計画（時間割）を作成する。なお、計画の作成にあたっては、小学校・中学校・高等学校で一般的に学習する主要教科について、集団学習及び個別学習を組み合わせた内容とすること。

また、効果的な学習支援を実施するために、ICTを活用した学習支援を実施すること。

※児童が使用するタブレット端末（iPad/10台程度まで）について、委託者より無償での貸与が可能。

② 学習教材の準備

①の学習計画に基づいた学習教材を準備する（受託業務の実施時間外に、入所児童が一人で自習可能な教材についてもあわせて準備すること）。なお、入所児童の在籍校で使用している教材等を持ち込んで使用する場合がありますことに留意。

③ 学習指導

※学習時間

9：10～11：50 及び 13：10～14：50

①の計画に基づき、入所児童への集団または個別による学習指導を実施する。なお、児童の状況に応じて、必要な場合には計画の変更を行うこと。

④ ①～③の実施状況についての報告その他付随する業務

①～③の業務の実施状況について、入所児童一人ひとりの学習記録を作成し、委託者へ報告する。

また、①～③の実施に必要な委託者との打ち合わせや会議等へ参加し、月1回定例で意見交換を行い、必要に応じて随時意見交換を行うなど、委託者との緊密な連携を図ること。

6. 人員体制

(1) 業務の実施にあたり、下記の（ア）～（カ）に示す能力を有する人員を①・②のとおりに配置すること（業務の実施時間帯は全員が常駐すること）。また、原則として、委託期間中はできる限り同一の者を継続して配置するとともに、性別が偏らないように配慮すること。

<求める能力>

（ア）児童の年齢や習熟度に応じて、必要な教科を適切に指導することができること。

（イ）学習面にのみ重点をおくのではなく、生活支援の一環としての指導ができること。

- (ウ) 協調性があり、児童及び職員等と適切なコミュニケーションができること。
- (エ) 子どもの発達や障害に関する知識を有すること。
- (オ) 対象児童の安全確保・事故防止のための研修を受講し、必要な知識を習得していること。
- (カ) 個人情報の保護及び安全管理に関する研修を受講し、必要な知識を習得していること。

①学習指導員 2名以上 (※)

・学習指導員の要件

学習指導員は学習計画の作成及び学習支援の実施について主として担う者であり、学校現場等で複数年の指導実績があり、教員免許保有者であることが望ましい。学習指導担当者への指導や助言業務に従事した経験を複数年有する者を配置すること。

※(i)小学生の児童への学習指導を行う者及び(ii)中学生・高校生年齢の児童への学習指導を行う者を1名ずつ配置すること。

②学習支援員 2名以上

・学習支援員の要件

学習指導員の補助的役割を担う者とする。原則として教員免許保有者、教員免許取得へ向けて単位を履修している学生、福祉課程を専攻している学生、家庭教師等の学習支援経験を有する者が望ましい。

- (2) 受託者は、(1)により配置する者（以下「業務従事者」という。）に対し、学習支援に関する技法・児童福祉法の趣旨・児童虐待・不登校・発達障害など一時保護児童が抱える背景等に関することについて、また、被措置児童等虐待防止、個人情報保護等に関する研修を実施して資質向上を図ること。
- (3) 受託者は、本業務を円滑に運営するため、学齢児への学習指導経験を複数年有するとともにマネジメント業務実績のある者を、責任者（以下「業務責任者」という。）として1名以上定めること。業務責任者は、業務従事者への助言・指導を行うとともに、委託者との打ち合わせや会議に参加し、業務の円滑な執行管理を行うものとする。
- (4) 業務を実施する上で、業務従事者の資質・態度等が不適切と認められる場合は、委託者は、受託者に従事者の交代を要求することができるものとし、受託者は、速やかに適切な従事者と交代させるものとする。

7. 守秘義務

受託者及び業務従事者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、条例、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成17年5月神戸市訓令甲第3号）及び神戸市情報セキュリティポリシー

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>)、その他関係法令等を遵守するとともに、個人情報の取扱いには十分注意し、委託業務上知り得た情報及び委託業務執行上に知り得た情報はいかなるものも他に漏らしてはならない。また、本業務を履行する目的以外に利用してはならない。本契約が解除された後、または完了した後も同様とする。

8. その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 本業務を遂行するために必要な事務用品等については、すべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他関連法令を遵守すること。